

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日の曜日と異なる場合は、その翌日)

◇告 示

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の設立の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

〃

〃

〃

土地改良事業の認可

〃

土地の用途廃止

〃

道路の位置の指定

〃

選挙管理委員会の招集

◇選管告示

昭和四十六年四月十一日執行予定の鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取

目 次

告 示

鳥取県告示第七十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一五七三号	宗 像 雅 丈	昭和四十六年二月二十三日
〃 第一五七四号	井 上 淳	〃
〃 第一五七五号	谷 田 理	〃
鳥国業第一五三三号	上 原 裕 臣	〃 一 日

鳥取県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

千代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 西尾 経雄 鳥取市横枕二七九番地の三

昭和四十五年六月十六日死亡により退任

鷹狩土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 下田 康教 八頭郡用瀬町大字鷹狩

〃 森田 利秀 〃

〃 森尾 利喜治 〃

〃 森尾 光治 〃

〃 平井 利美 〃

〃 小林 富男 〃

〃 森田 秀男 〃

〃 小林 利男 〃

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 森田 秀男 八頭郡用瀬町大字鷹狩五二一

〃 下田 康教 〃 七八

〃 森尾 利喜治 〃 六九七

〃 平井 利美 〃 七七

〃 山崎 洋 〃 七〇一

〃 林 豊 〃 四七六

〃 森田 克巳 〃 一三七

〃 小林 利男 〃

八一

昭和四十五年六月二十日開催の通常総会において選挙の結果当選し、昭

和四十五年六月二十日就任 任期二年

湖東大浜土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 村山 定太郎 鳥取市伏野一〇七一番地の一

昭和四十五年十二月三十日死亡により退任

北条砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 大久保 俊治 東伯郡大栄町大字由良宿五二二

昭和四十五年十月十日死亡により退任

羽合砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 倉本 幸吉 東伯郡羽合町大字光吉三三四

昭和四十五年十一月十日死亡により退任

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 博 西伯郡淀江町大字小波六二八

〃 松本 高資 〃 一二三九

〃 林原 克巳 〃 一〇一四

〃 渡辺 忠利 〃 九八九

〃 村沢 繁 〃 中間六九四

伊 沢 性 一	林 原 準 一 郎	船 岡 嘉 市	田 村 周 蔵	森 山 繁 義	田 中 貢	松 本 善 次	仲 石 宇 一	田 中 武 美	相 賀 功	小 関 良 則	林 久 雄	東 善 次	山 根 克 典	石 見 顕 義	森 安 清 逸	田 中 増 蔵	高 橋 力	伊 達 重 政	伊 達 礼	山 下 一	松 原 邦 博	赤 木 斉	村 上 幸 雄
米子市尾高一六二	西伯郡淀江町大字小波一〇二二	四九三一二	一八六	福万七二二一一	二九六	三一〇	五五一	日下五六七	三一一八	下郷六七	泉二九〇	一六四二	一三五三	一六四八	一二九〇一四	一四三六	一一五五	一一六八	一二四八	米子市尾高二四三〇	福頼二七三	平岡二八	三六七

相 賀 功	小 関 良 則	林 久 雄	東 善 次	山 根 克 典	石 見 顕 義	森 安 清 逸	田 中 増 蔵	高 橋 力	伊 達 重 政	伊 達 礼	山 下 一	松 原 邦 博	赤 木 斉	村 上 幸 雄	村 沢 繁	渡 辺 忠 利	林 原 克 己	松 本 高 資	山 本 博	理事	就任した役員の氏名及び住所	任期満了により退任	船 寄 辰 雄
三一一八	下郷六七	泉二九〇	一六四二	一三五三	一六八四	一二九〇一四	一四三六	一一五八	一一六八	一二四八	米子市尾高二四三〇	福頼二七三	平岡二八	三六七	中間六九四	九八九	一〇一四	一二三九	西伯郡淀江町大字小波六二八			福万二六六	

田中武美 日下五六七
 仲石宇一 五五一
 松本善治 三二〇
 田中貢 二九六
 森山繁義 福万七二二一
 田村周蔵 一八六
 船岡嘉市 四九三一二
 監事 林原準一郎 西伯郡淀江町大字小波一〇二二
 伊沢性一 米子市尾高一六二
 船寄辰雄 福万二六六
 昭和四十六年一月二十二日開催の通常総代会において当選し、昭和四十六年一月二十三日就任 任期四年

西伯町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 宮倉文治 西伯郡西伯町大字境九四九
 恩田徳穂 阿賀一二六八
 亀尾忠治 福成五一〇
 秦柳寿郎 阿賀二二五
 岩崎常貞 福成一、五〇五
 亀尾友典 二四〇三
 影井信夫 絹屋一一五七
 吉村繁雄 西四四二
 井上虎雄 北方七四三

竹本英一 原三八一
 磯田俊二 鴨部一一五三
 杉山重治 落合四四九
 遠藤潔雄 鴨部一五三二
 小谷鉄治 福頼一一四
 富永亀雄 西伯郡会見町大字三崎二九三
 吉次賢吉 寺内四八三一二
 監事 畠守歳 西伯郡西伯町大字清水川一六九
 持田貫之 絹屋二三四
 吉田行夫 法勝寺五五四
 設立認可申請人において選任し、昭和四十六年二月一日就任 任期第一回通常総会まで

鳥取県告示第七十三号

昭和四十六年二月四日付で八頭郡郡家町大字大坪七六番地中本長寿ほか二十三人の者から申請のあつた郡家土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

昭和四十五年十一月十四日付で大河内土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（大河内地区農道整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市大河内三三二番地
大河内土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

昭和四十五年十一月二十日付で名和町長から申請のあつた土地改良（豊成地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

昭和四十六年一月十二日付で福部村長から申請のあつた土地改良（湯山地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

昭和四十五年六月八日付で青谷町長から申請のあつた土地改良（蔵内地
区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地
改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和四十五年六月八日付で青谷町長から申請のあつた土地改良（河原地
区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地
改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十九号

西伯町長から申請のあつた西伯町営土地改良（伐株地区農道整備）事業

は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十号

東伯町長から申請のあつた東伯町営土地改良（倉坂地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年三月一日から用途廃止した。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市駄経寺字下大六一〇六ノ四番地先	所	面積 (平方メートル)	用途
		三〇・四五	水路敷

鳥取県告示第八十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年三月一日から用途廃止した。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市久末字下横畷九八番地先	場	所	面積 (平方メートル)	用途
船木字茶屋前一五五ノ一番地先	"	"	一〇九・〇二	道路敷
久末字下横畷九八番地先から	"	"	一三七・六八	"
字越免七〇ノ二番地先まで	"	"	二三八・三七	"
字橋本田八五ノ一番地	"	"	二三三・〇六	"
字下横畷九五ノ一番地先	"	"	二〇・八四	"
船木字茶屋前一五五ノ一番地先から	"	"	一九〇・〇八	水路敷
久末字越免七〇ノ二番地先まで	"	"	一一二・四二	"
久末字下横畷九五ノ一番地先	"	"	一五〇・二九	"
字橋本田八五ノ一番地先から	"	"	一一二・四二	"
字越免七〇ノ二番地先まで	"	"	一一二・四二	"
船木字茶屋前一五五ノ一番地先	"	"	二・九二	"

鳥取県告示第八十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年三月一日から用途廃止した。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市布勢字松谷口	一三三ノ五番地先から 一三三ノ一番地先まで	三九・二三	道路敷
〃	一三三ノ四番地先から 一三五ノ三番地先まで	四〇・一〇	水路敷

鳥取県告示第百八十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十六年二月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市寿町 九二一	鳥取市卯垣字大崩九〇ノ二	幅員 四・〇〇 メートル
〃	九一ノ五の一部	五・〇〇 メートル
〃	九一ノ五地先水路	延長 四五四・八〇 メートル
〃	字下大崩九二ノ一	九二ノ二の一部
〃	九二ノ三	九二ノ七
〃	九二ノ七	九二ノ八の一部
〃	九二ノ八の一部	九二ノ一
〃	九二ノ一	九二ノ二の一部

〃	九二ノ一四
〃	九三ノ一
〃	九三ノ一
〃	九三ノ一三の一部
〃	九三ノ一八
〃	九三ノ二三
〃	九三ノ三一の一部
〃	九三ノ三三
〃	九三ノ三八
〃	九三ノ三九
〃	九三ノ四〇
〃	九三ノ四二
〃	九三ノ四四
〃	九三ノ五三の一部
〃	九四
〃	九四ノ一
〃	九八ノ九
〃	九三ノ三一地先農道
〃	九三ノ三二
〃	九四
〃	字向卯垣一〇二ノ七
〃	一〇二ノ七地先水路

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和四十六年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年三月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十六年三月六日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和四十六年四月十一日執行予定の鳥取県議会議員選挙の執行について

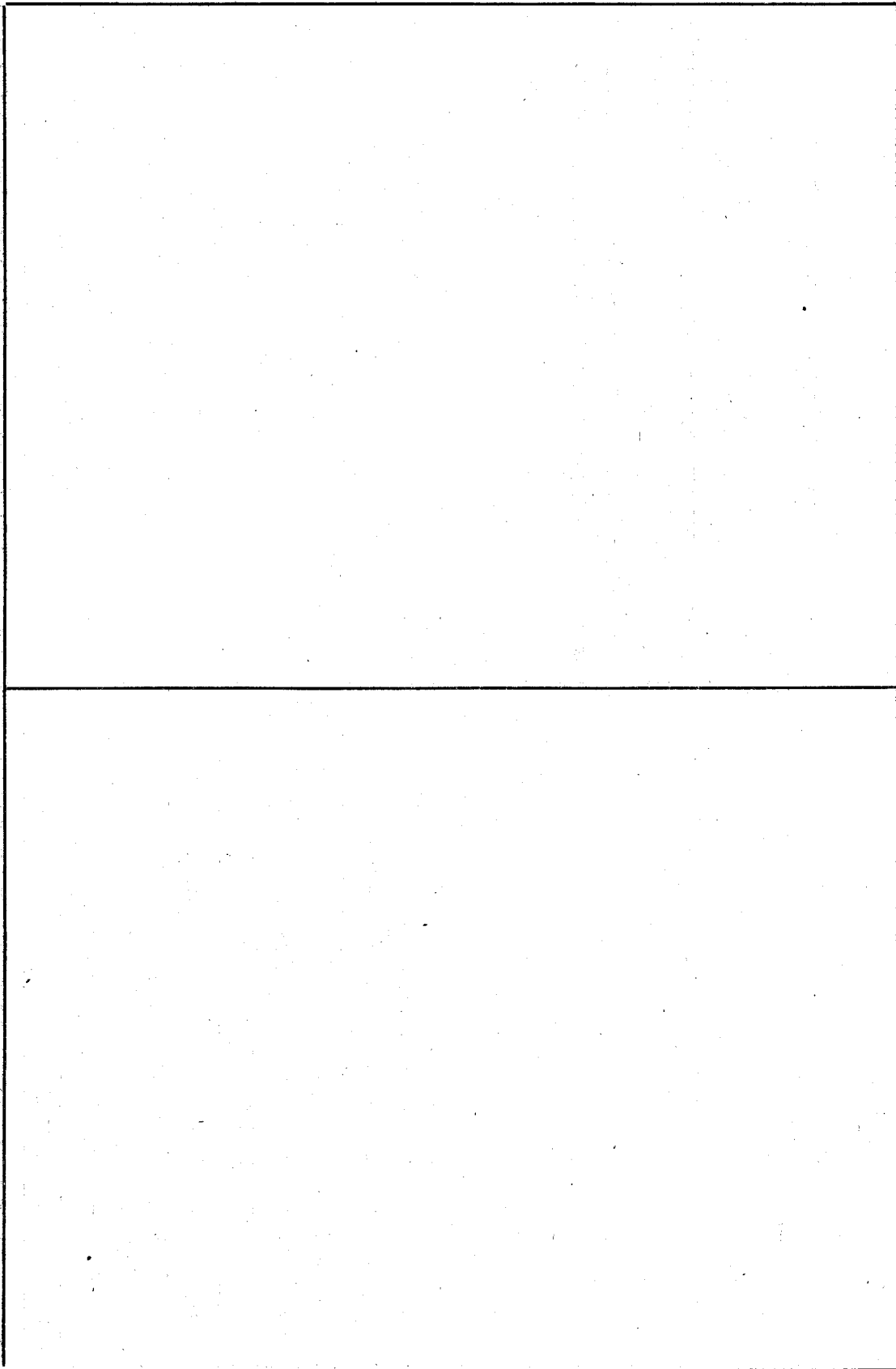
鳥取県選挙管理委員会告示第六号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第三項の規定に基づき、昭和四十六年四月十一日執行される予定の鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画に関して意見をきくので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和四十六年三月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

期 日	場 所	選挙区名	時 刻
昭和四十六年 三月十二日	米子市糺町一丁目 一六〇番地 西部総合事務所 第五会議室	日野郡選挙区 西伯郡選挙区 境港市選挙区 米子市選挙区	午後一時から 午後一時三十分から 午後二時から 午後二時三十分から
昭和四十六年 三月十三日	倉吉市巖城二七九番地 中部総合事務所 第二会議室	気高郡選挙区 東伯郡選挙区 倉吉市選挙区	午前十時から 午前十時三十分から 午前十一時から
昭和四十六年 三月十五日	鳥取市東町一丁目 三〇五番地 鳥取県自治会館 六号室	八頭郡選挙区 岩美郡選挙区 鳥取市選挙区	午前十時から 午前十時三十分から 午前十一時から



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】